

国民健康保険税の税率・税額を改正します

近年、大山町の国民健康保険事業は、長引く景気の低迷や医療費の増加などにより赤字が続き、不足する財源については、加入者の負担を軽減するため、国保基金（貯金）を取り崩して補ってきました。

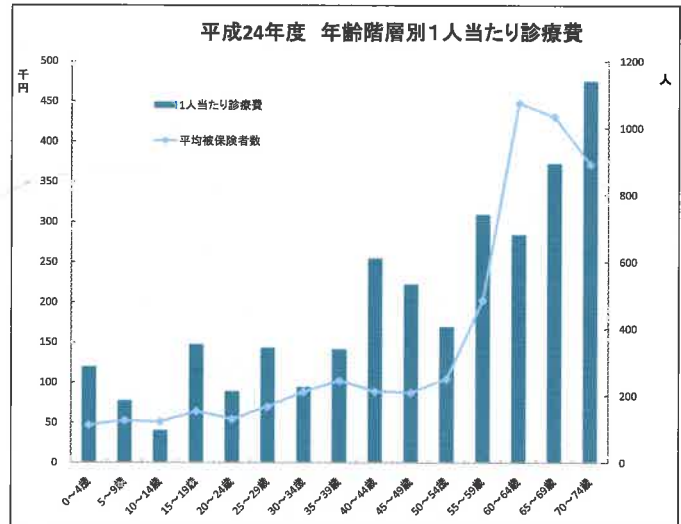
しかし、国保基金の残高も少なくなり、今後も加入者の高齢化による医療費の増加は避けられない状況であることから、国民健康保険税医療分の税率・税額の改正を行うことになりました。

○医療費が増えています

大山町の加入者1人当たりの医療費は、年々増加しています。

平成21年度における1人当たりの医療費は約30万1千円でしたが、平成24年度では約35万2千円になる見込みです。

また、医療費は、年齢が高くなるほど高額になる傾向があることから、今後も加入者の高齢化に伴い医療費の増加は避けられない状況になっています。



国民健康保険特別会計の状況 (単位：千円)

	平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度見込み	平成25年度見込み
収入	2,251,009	2,382,124	2,428,640	2,490,428	2,477,292
うち国保税現年分	403,895	385,587	388,889	395,252	433,683
支出	2,206,150	2,334,198	2,386,158	2,442,547	2,477,292
うち保険給付費	1,418,297	1,559,115	1,625,417	1,598,340	1,658,168
単年度収支	△112,026	△144,124	△51,601	△60,600	△68,027
国保基金残高	386,059	238,963	192,857	126,875	107,035

○国保基金が残り少なくなっています

国保の基金は、「貯金」にあたるもので、急な医療費の増加などの不足の事態に備えて積み立ててきたものです。

平成21年度に約3億8,600万円あった基金の残高は、平成24年度末には約1億2,700万円になっており、毎月の医療費の支払いに備える貯金が少なくなっている状況です。

○保険税が国民健康保険を支えています

国民健康保険は、万一の病気やケガをした時に安心して診療が受けられるよう、加入者の皆さまが相互に助け合う医療保険制度です。加入者がお金(国民健康保険税)を出し合い、そこから毎月の医療費などの支払いを行い運営しています。

加入者の皆さまには、昨年度に引き続いての国民健康保険税の負担の増加となりますが、国民健康保険事業の安定した運営を図り、安心して医療が受けられるための改正としてご理解とご協力をお願いします。

<国民健康保険 税率・税額>

		平成23年度	平成24年度	平成25年度	納期限	
医療給付費分 (0~74歳)	所得割	4.72%	5.90%	6.20%	全4期 ①平成25年 7月1日(月) ②平成25年 9月2日(月) ③平成25年 10月31日(木) ④平成26年 1月31日(金)	
	資産割	25.45%	26.60%	28.00%		
	均等割	18,800円	20,200円	23,200円		
	平等割	17,000円	17,500円	19,800円		
後期高齢者 支援金分 (0~74歳)	所得割	1.99%	2.22%	据置		
	資産割	10.50%	10.20%			
	均等割	7,950円	7,300円			
	平等割	7,100円	6,400円			
介護納付金分 (40~64歳)	所得割	2.03%	2.54%			据置
	資産割	12.98%	14.00%			
	均等割	9,200円	9,600円			
	平等割	5,200円	5,500円			